

法務

信託における ケアの文化の構築：第1部

週刊版・2025年6月4日



FFI | 実務家

週刊版 | 2025年6月4日
法定受託者の取り組み
家族関係 ケアの対象
受益者 マインドフルネス ケア
の全体構造 慎重さ
洞察 義務 法的 気楽な信託
カート・リーツラー 第1部 ジ
ェームズ・E・ヒューズ
キース・ウィテカー
信託における「ケアの文化」
の構築：第1部
ジェームズ・E・ヒューズ、キ
ース・ウィテカー 著

『FFI Practitioner』より

ジェームズ・E・ヒューズ・ジュニア財団の委託により執筆された、この2回にわたる連載記事を提供して下さったFFIフェローのジェームズ・E・ヒューズ・ジュニア氏およびキース・ウィテカー氏に感謝いたします。本記事において、著者たちは自身の経験と哲学者クルト・リーツラーの研究を基に、「ケア」の意味、そしてそれが信託を通じてどのように示され、発展させることができるかについて考察しています。

それでは、第1部をお読みください。

最近、私たちは信託において「ケアの文化」を築くことの重要性について、度々口頭や文章で述べてきました。この「ケアの文化」とは、一体何を指すのでしょうか？

まず、誤解を招きかねない点をいくつか解消しておきましょう。

私たちの多くにとって、「ケア」——特に「ケアの文化」——という言葉は、おそらく治療的な環境、つまり病院や診療所といった「医療」の領域を連想させるでしょう。しかし、私たちが言う「ケア」とは、そのようなものではありません。受託者に医師や心理学者になることを求めているわけではありません。私たちにとって、ケアの文化は、そもそも治療的な性質を主とするものではありません。

信託は法的関係です。しかし、ここにもう一つの誤解が生じかねない点があります。受託者は、判例法や法令によって形作られてきた数多くの義務を負っており、これらの義務を果たすには「ケア」が求められます。例えば、受託者が負う「全般的に慎重である」という基本的な義務とは、信託の管理のあらゆる側面において「合理的な注意、技能、および慎重さ」をもって行動することを意味します。この義務は、自ら行動することを求め、また職務を委任する際には、代理人の選定において合理的な注意を払うことを要求する。「配慮」は他の基本的な義務にも反映されている。すなわち、行動義務においては、設定者の意図や信託の条項を把握する際に配慮が必要である。忠実義務においては、自己取引を回避するための配慮だけでなく、さらに重要なこととして、「受益者の利益」を特定し、促進するための配慮が求められる。説明責任においては、信託の記録を適切に保管し、適切な時期に適切な方法で正当な受益者に対して説明を行う際に、注意を払うことが求められます。注意は、航空機のパイロットや外科医と同様に、受託者にとっての行動基準です。しかし、「注意義務」や「ケアの義務」といったものは存在しません。この法的意味での「注意」は、私たちが「ケアの文化」を築くことで意味するものの核心には至りません。¹

「私たちにとって、『ケアの文化』とは、信託の根本的な目的、すなわち『受益者の生活を豊かにすること』と結びついているのです。」

私たちにとって、「ケアの文化」は、私たちが信託の根本的な目的と見なすもの、すなわち受益者の生活を豊かにすることと結びついています。しかし、この目的はさらなる疑問を投げかけます。「生活の充実」とは具体的にどのようなものなのでしょうか？「生活の充実」において、受託者の適切な役割とは何でしょうか？受託者がこれを適切に行うためには、どのような準備が必要なのでしょうか？私たちの提案は、ケアの文化がどのようなものかを真剣に考えることが、これらの疑問やその他の疑問に取り組む第一歩となるかもしれないということです。

では、どうすれば「ケア」についてより深い理解を得ることができるのでしょうか？ 曖昧な概念をさらに曖昧な概念で説明しようとしてしまうリスクはあるものの、ここでは、ケアというテーマに関するクルト・リーツラーの思想について、少し時間を割いて考察することを提案したいと思います。

1882年にドイツの名門家に生まれ、当時の名門教育機関で学んだリーツラーは、第一次世界大戦前および戦時中、帝国首相府で要職を務めました。戦後、彼は大学学長および哲学教授を務めた。1938年にドイツを離れ、ニュー・スクールで教授職を受け入れ、1955年に死去する直前の時期まで同校に在籍した。リーツラーは、羞恥心や遊び、その他の政治哲学のテーマに関する著作で知られている。彼はこの分野における自身の考えを、著書『人間：可変的かつ不変的——社会生活の根本構造』²にまとめた。

リーツラーの著書には、「ケア」に関する章が含まれている。彼のアプローチは現象学的である。つまり、彼は人々がなぜケアを行うのかを問い、隠された心理的動機を暴こうとはしない。むしろ、ケアとは何かを繰り返し問う。彼は、ケアが人間の社会生活においてどのような形をとるのかを記述しようとしている。

リーツラーは、古典詩（ホメロス）を媒介として「ケア」の考察を始める。その中で、彼は次の3つの要素を見出している：1) フロンティス（*phrontis*）、2) エピメレイア（*epimeleia*）、3) メリムナ（*merimna*）³。

サイドバー



「共有された夢の誤謬」

FFI 実践者

FFIプラクティショナー

ジェームズ・E・「ジェイ」・ヒューズ、デイブ・スペクト著

クライアントとの会話のきっかけとしても活用できる2022年版の『FFIプラクティショナー』において、ジェイ・ヒューズ・ジュニアとデイブ・スペクトは、家族企業の多世代にわたる成功には、未来に向けた「共有された夢」が不可欠であるかもしれないという概念を探求しています。ジェイとデイブは、夢の段階の概要と、夢に関して私たちが関わる5つの典型的なタイプの人々を紹介することで、このテーマにアプローチしています。

[続きを読む](#)

「フロンティス (Phrontis)」とは、思慮深さや注意深さという意味での「配慮」である。これは「配慮」の知的側面にあたる。信託に関して言えば、この「配慮」の側面は明らかである。受託者は注意を払い、状況を把握し続けなければならない。受託者は、事後対応的であったり恣意的であったりしてはならず、慎重な管理のプロセスを熟考しなければならない。関連する分野について自ら学びを深めるか、あるいは賢明に優れた助言者を選ばなければならない。先を見越して最善を尽くさなければならない。これらすべての活動は、「フロンティス」としての配慮に属する。

エピメレイア (Epimeleia) とは、実践や具体的な努力という意味での「ケア」を指します。ここでも、受託者に勤勉さが求められるのは当然のことです。受託者は良い結果を保証することはできませんが、「思考としてのケア」が「思慮深い行動としてのケア」へと転換されたことを示せなければなりません。

メリムナ (Merimna) とは、悲しみや心配を意味する。端的に言えば、ケアとは心配することである。受託者は往々にして心配性である。彼らは、例えば死、離婚、薬物といった心配事について考えなければならない。もちろん、「創造的な」受託者は危険だけに焦点を当てるわけではない。彼らは人々がより良く生きられるよう支援しようと努める。しかし、この「前向きな」活動においてさえ、心配という形でケアが存在する。おそらく最も基本的な心配は、「私は害を及ぼさなかっただろうか？」ということだろう。

リーズラーは、ケアのこれら3つの要素から、すぐにケアの基本的な構造についてのより深い考察へと話を移す。

彼は次のように記している。「ケアとは、何かに対するケアである。……ケアは決して単独で存在せず、ケアそのものだけであることはない」⁴。この指摘は単純だが、「ケアの文化」を具体化する助けとなる。そのような文化は、単に感情を露わにすることとは異なる。人は、この信託、この一連の関係性、そしてこれらの受益者を具体的に気遣うのである。

この洞察には実践的な帰結がある。例えば、ケアの文化においては、受託者はいつでも「あなたのケア下にある受益者たちはどうしているか」という問いに答えられることが求められる。その答えを出すには、自分がケアしている受益者の人数、彼らが誰であるか、彼らがどのような人物であり、何ができるかを踏まえて現在どうしているか、そしてこれら特定の人々に関して「順調」や「不調」が何を意味するのかを知っている必要がある。



この点——「ケア」とは何かに対する配慮である——は、「ケアの義務」について語ったり、受託者の義務の中にケアを挙げようとしたりすることが、なぜ不自然であるかを説明するのに役立ちます。義務はそれ自体を目的としています。例えば、受託者には、結果や誰が影響を受けるかに関わらず、一般的な慎重さを尽くす義務があります。ケアは誰かや何かのために行われるものです。義務はケアをもって果たすことができます。しかし、ケアを実践することは、単に義務を果たすこと以上の意味を持ちます。

受託者が「期待以上の努力」をする例は枚挙にいとまがない。ある同僚が、受益者の精神的な課題について自ら学び、それによって受益者が再発のリスクにさらされていることを察知できたという受託者の話を私たちに語ってくれた。裁判所が受託者にそこまで積極的な行動を求めることはまずないだろう。しかし、そのような思いやりこそが、「ケア」の文化にふさわしい要素である。

リーズラーは、ケアの対象について次のように論じている。「あらゆるケアは、生きているものをケアするものである。私たちが死んだものをケアするとき、そのケアはそれに何らかの生命を吹き込むのだ」⁵。この単純な洞察は、信託における「ケアの文化」が何を意味するのかを説明する助けとなる。家族は、信託が不信感から生まれた単なる「死んだもつれ」に過ぎないと信じるとき、それに不満を感じるのだ。この問題を解決するため、私たちは関係者にこうした法的関係を「脱構築」するよう奨励してきた。また、信託設定者には「贈与の精神」を遺言状に明記するよう促し、受託者と受益者には定期的な評価や会合を通じて互いに人間的な関係を築くよう奨励してきた。こうした取り組みは、「ケア」が生きている何か——生きているがゆえに、傷ついたり死んだりするリスクに直面している何か——をケアするものであることを反映している。

次に、リーズラーはこの「ケア」の基本的な構造を次のように展開する。「ケアとは、物と共に在ることによって、人と物の間に相互関係を織りなすものである」⁶。これもまた、単純な指摘でありながら、深遠な帰結をもたらす。ケアを行う受託者は、これらの受益者を「私の」受益者として捉える。さらに、受託者として、私はこの信託およびそれに関連する当事者たちに属している。私は彼らのものだし、彼らは私のものだ。

「ケアとは、この世界に在る一つの在り方であり、世界、あるいは世界の中の誰かに自分自身を捧げ、それによって自分自身を見出し、最も完全な、あるいはほぼ完全な意味での『在る』ことである。これがケアの基本的な構造である。」

この意味でのケアは、財産の基礎となる。リーズラーは庭師の花を例に挙げている。庭師が花に注ぐケアこそが、単なる「権利」以上に、その花を彼のものにするのだ。この点は信託にも影響を及ぼす。私たちの法律は、所有権を、何かを使用し享受する排他的権利と同一視する傾向がある。所有権とは享受を意味し、ほとんどの所有者はそれを「ケアからの解放」と同一視している。この視点は所有権を消費へと変容させるが、それにはそれなりの意義がある。しかし、世界をこのように捉えることは、多くの受益者（そして一般的に富裕層）に精神的な空虚感をもたらすこともわかっている。彼らは、他者や自身の財産とのかより深い「関わり」を渴望している。ケアの文化とは、帰属感を得られる場である。

ケアとは、この世界に在る一つの在り方であり、世界、あるいは世界にいる誰かに自分自身を捧げ、それによって自分自身を見出し、最も完全な、あるいはほぼ完全な意味での「在り方」を体現する道である。これがケアの基本的な構造である。

2回シリーズとなる本記事の次回では、著者らは、リーズラーが「ケアの問題」について述べていること、およびそれが信託の世界にどのように適用されるかについて考察する。

参考文献

¹チャールズ・E・ラウンズ・ジュニア、チャールズ・E・ラウンズ3世、『*Loring and Rounds 2015: A Trustee's Handbook*』（Wolters Kluwer、2015年）、第6.1.5節「受益者に対する説明義務」、531-557頁。『*Restatement of the Law Third, Trusts*』（アメリカ法学会）。

²クルト・リーツラー『*変容しうる人間と不変の人間：社会生活の根本的構造*』ヘンリー・レグナリー社、1950年。

³リーツラー、『*変容しうる人間と不変の人間*』、137頁。

⁴リーツラー、『*変容しうる人間と不変の人間*』、138-139頁。

⁵リーツラー『*変容しうる人間と不変の人間*』、139頁。

⁶リーツラー『*変容しうる人間と不変の人間*』、139頁。

寄稿者について



ジェームズ・E・ヒューズ（FFIフェロー）は、『*Family Wealth: Keeping It in the Family*』および『*Family: The Compact Among Generations*』の著者であり、家族資産の分野における多くの書籍の共著者でもある。ジェイは、個人顧客の代理業務を専門とする法律事務所の創設者であった。2021年、ジェイを称えて「ジェームズ・E・ヒューズ・ジュニア財団（www.jehjf.org）」が設立された。連絡先はcontact@JEHJF.org である。



キース・ウィテカー博士は、ワイズ・カウンセル・リサーチ財団の創設理事です。多額の資産を持つファミリーのリーダーや次世代のメンバーに対してコンサルティングを行う教育者であり、選りすぐられたファミリーに対して独立受託者として務めています。連絡先はkeith@wisecounselresearch.com です。

関連号



「信託受益者の依存症問題への備え」 マシュー・アースキン著

[続きを読む](#)



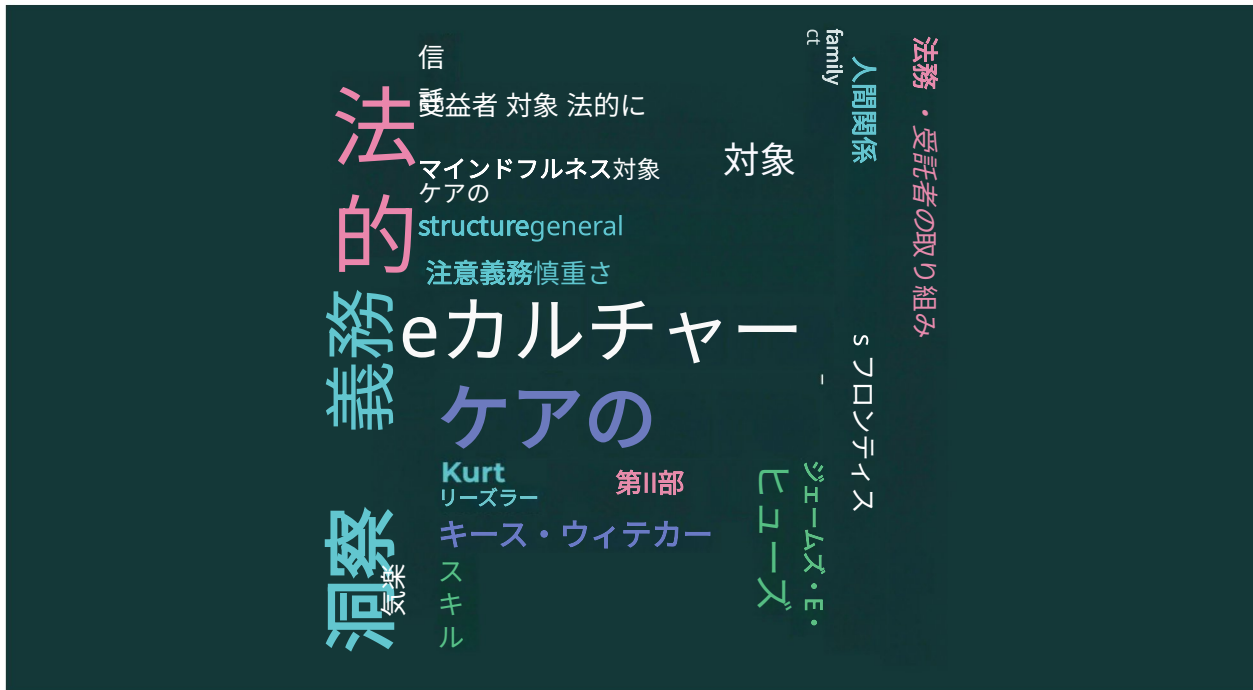
「ファミリー・トラストの受益者に関する入門：考慮すべき事項」 パトリシア・アンガス著

[こちらから聴く](#)

法的情報

信託における ケアの文化の構築：第2部

週刊版・2025年6月11日



FFI|実務家

週刊版 | 2025年6月11日
法的受託者 取り組み 関係
家族 被介護対象者 受益者
マインドフルネス 介護体制
一般的な介護 慎重さ ケアの
文化 カート・リーツラー 第
2部 キース・ウィテカー 洞
察 義務 気楽さ 信託
信託における「ケアの文化」
の構築：第2部
執筆：ジェームズ・E・ヒューズ、キース・ウィテカー

FFIプラクティショナーより

ジェームズ・E・ヒューズ・ジュニア財団の委託により、FFIフェローのジェームズ・E・ヒューズ・ジュニアとキース・ウィテカーが執筆した2回シリーズの第2部は、第1部の続きから始まります。著者たちは、受託者と受益者の間に「ケアの文化」を築くための指針として、哲学者クルト・リーツラーの著作をさらに深く掘り下げています。

第1部はこちらをご覧ください。引き続き第2部をお読みください。

この2回シリーズの第1部では、信託の文脈において「ケアの文化」を築くことがどのようなものになるかを解き明かす手助けとして、クルト・リーツラーの思想に目を向けました。

リーツラーは、第一次世界大戦前および戦時中、ドイツ皇帝や首相の信頼する顧問を務めていました。その後、ドイツおよびニューヨークのニュー・スクールで哲学の教授となりました。彼は、著書『変容しうる人間と不変の人間：社会生活の根本構造』¹の一章に、ケアに関する自身の考えをまとめました。

本ケースの第1部では、リーツラーがケアの主要な「要素」（マインドフルネス、努力、配慮）と呼ぶもの²について見てきました。また、彼が提唱する「ケアの基本構造」に関する分析についても考察しました。この構造によれば、ケアとは「生きているものへのケア」であり、それによってケアを行う者とケアを受ける者の間に相互関係が織りなされます。この基本構造は、受託者の役割に直接応用可能です。

リーツラーは、変化しうるケアの不変の構造について論じたいと考えているが、この章の残りの大部分では、大小さまざまなケアの「事柄」に焦点を当てている。³小さなケアが次々と増殖し、大きなケアを覆い隠してしまうことは、ケアの特徴であるように思われる。特に信託の文脈においては、ケアすべき事柄が非常に多いため、私たちは定期的に「いかにして、最も重要な事柄に対して常に意識を向け続けられるか」と自問するよう心がけなければならない。

「多くの受託者がコンプライアンスについて不満を漏らしているが、コンプライアンスそのものを目的とする姿勢には抵抗する価値がある。しかし、これらの規則を『受託者が自分自身を大切にすることで、他者を大切にするとする助けとなるもの』と捉えることで、コンプライアンス——そしてその適切な限界——について、より人間的な視点から考えることができる。」

例えば、こうした「ケア」の問題の中でも、人々は自分自身をケアしています。リーズラー氏は、他者へのケアが、自分自身へのケアに先立つ可能性はないかと問いかけます。

ここにも受託者にとっての洞察がある。受託者は、受益者の健康、教育、生活維持、扶養といった基本的なニーズに多大な関心を向けている。しかし、受託者は自身の基本的なニーズについても心配している。受託者には個人責任が伴う。予期せぬ財政的逆境は言うまでもなく、怒り狂った受益者、薬物依存のある受益者、家族間の対立、そして多額の費用を要する管理上のミスに直面する可能性がある。「私はどうなるのか？」と受託者は訴える。「どうか、何らかのルールを設けてほしい。」法的規則やコンプライアンスの拡大は、受託者が自分自身に対して抱く懸念から直接生じている。多くの受託者がコンプライアンスに不満を漏らしており、コンプライアンスそのものを目的とする姿勢には抵抗する価値がある。しかし、これらの規則を「受託者が自分自身をケアすることで他者をケアするのを助けるもの」と捉えることで、コンプライアンス——そしてその適切な限界——について、より人間的な視点から考えることができる。

リーズラーがさらに探求する「ケア」の側面は、「私たち」、すなわちケアが生み出す共同体である。彼が説明するように、「共同体は、その構成員の関心を介して初めて共同体となる」⁴。



これは、信託に関わる人々にとって力強い洞察である。信託とは、最も単純に言えば、設定者、受託者、受益者の間の共同体である。受益者は多数いる場合もあれば、複数の受益者クラスが存在することもある。多くの信託において、この共同体には、すでに亡くなった人々や、まだ生まれていない人々も含まれる。信託に「利害関係」を持ち、ひいては信託を気にかけるすべての人々が、この共同体を構成している。受託者は彼ら全員を思いやる必要がある。このようにして、「思いやり」の文化が公平性の義務の根底にあり、それに意味を与えるのである。この受益者の生活の向上——そしてその生活の向上のための分配——は、この共同体の文脈の中で行われる。これがリーズラーの重要な洞察の一つである。すなわち、「思いやり」が世界を形作るのだ。

（余談ですが、「世界」や「私たち」という共同体を創り出すことは、すべての個人的な相違や対立が消えることを意味するわけではありません。ある同僚が私たちに話してくれた例を挙げると、受益者と設定者が意見が合わないことは珍しくないだけでなく、設定者自身も人生の異なる段階で自分の考えに矛盾することがよくあり、受託者は、設定者の新たな希望、信託に明記された設定者の意思、そして受益者のニーズや利益のバランスをとらなければならない。最終的には、たとえその道筋がコミュニティのすべての構成員を等しく満足させるものではなかったとしても、受託者や裁判所がこのコミュニティが進むべき道を見出せるよう支援しなければならない。）

リーズラーは、道具、機械、商品、金銭、仕事、さらには地球や故郷に至るまで、他にも多くの「配慮すべき事項」について論じている⁵。これらの一つひとつは、それ自体としても、また信託という文脈においても、検討する価値がある。

サイドバー



「信託における『ケアの文化』の構築：第1部」

FFI実務家
ジェームズ・E・ヒューズ・ジュニア、キース・ウィテカー著

ジェームズ・E・ヒューズ・ジュニア財団の委託により執筆された、2回にわたる本連載記事を提供してくださったFFIフェローのジェームズ・E・ヒューズ・ジュニア氏およびキース・ウィテカー氏に感謝いたします。本記事において、著者らは自身の経験と哲学者クルト・リーズラーの研究を基に、「ケア」の意味、そしてそれが信託を通じてどのように示され、発展させることができるかについて考察しています。

[続きを読む](#)

しかし、ここでは彼が論じている「ケアの対象」のうち、最後の「聖なるもの」についてのみ取り上げることにする。これらは、私たちの「世界」に「地平」を与えるケアの対象である。⁶それらは最も重要なもの、あるいは何物にも代えがたいものであり、取引や交換が不可能なもので、私たちが畏敬の念を抱き、敬意をもって扱うものです。一部の家族は、こうした「聖なるもの」を、私たちが「スピリチュアル・キャピタル」と呼んできたものとして分類しています。

信託の文脈において、これらの配慮すべき事項には、受託者の義務そのものや、信託を規律する法律が含まれます。また、信託文書（それ自体が一種の「聖典」である）や書面による「希望書」などに表明された、信託設定者の意向も含まれる可能性があります。これには、受益者の個人的な価値観はもちろん、受益者自身の人生、その子供たちの人生、そして私たちが「家族」と呼ぶ、曖昧でありながらも強力な力も含まれます。こうした神聖な事柄の力を実感するために、設定者に、自身の医療代理人を考えるのと同じように、受託者について考えてもらう場面を想像してみてください。「もし私があなたの医療代理人だったとしたら」と、受託者は設定者にこう尋ねるかもしれません。「危機的状況で、あなたが自身のケアについて指示を出せない場合、私にどう行動してほしいかを知りたいと思います。その指示は、あなたが何を最も重要だと考えるかによって決まるでしょう。同様に、子孫のための信託においても、もしあなたが不在だったり、私に指示を出す能力がなかったりする場合、私があなたの子供たちをどのように世話すべきか、どのような考慮事項が指針となるべきでしょうか？」これらは、「ケアの文化」が考慮しなければならない「神聖なもの」のほんの一部に過ぎません。

死や障害という重々しい話題は、信託の文脈で検討する価値のある、リーズラーのケアに関する充実した記事から得られる最後の洞察へと私たちを導きます。

「したがって、『ケアの文化』を築くということは、
受益者が『心配のない状態』を認識し、
少なくとも可能な範囲でそこに到達できるよう支援することである。」

これまで見てきたように、リーズラーにとって「ケア」は目的そのものではありません。それ自体が目的なのではなく、他の誰かや何かのために行われるものです。

しかし、その「誰か」や「何か」との関係において、何のためなのか？ その「善」のためか？ だが、誰にとっての善なのか？ あるいは何のための善なのか？ ケアは何かを救うかもしれない。あるいは何かを守るかもしれない。誰かを癒やすかもしれないし、誰かが自らを癒やすのを助けるかもしれない。健康は明確な目標であり、学習も同様だ。しかし、多くの場合、健康や学習でさえ、それ自体が目的というよりは、他の何かのためのものである。人生とは、ケアの連続、果てしないケアに他ならないのだろうか？

いいえ、リーズラーが指摘するように、ケアは他にも二つの可能性を示唆している。一つは、もちろん「不注意」である⁷。この状態は、地球や機械、さらには他者との現代的な関係の多くを特徴づけている。リーズラーがケアについて記したことは、この蔓延する不注意に対抗することを意図している。

もう一つの可能性は、「気楽さ」である⁸。これは「不注意」とは同じではない。むしろ正反対だ。気楽さとは、心配事に満ちた生活を超越して湧き上がる、喜び、楽しさ、そして自由感のことである。

多くの人々は、信託の受益者は気楽な生活を送っていると想像している。実際、彼らのほとんどは（一般に私たちの大半と同様に）かなり不注意である。お金は、私たちの心配事を手放し、その代わりに安堵感と引き換えにするかのように振る舞う。しかし、この安堵感は自由ではない。真剣な人生にはある程度の心配が伴うものである以上、それは精神的な空虚に他ならない。



したがって、「思いやりの文化」を築くということは、受益者が「気楽さ」という状態を認識し、少なくとも可能な範囲でそこに到達できるよう支援することを意味する。「気楽さ」は「フロー」の状態に似ている⁹。それは、自分や他者にとって意味のあることに、自分の真の強みを注ぎ込んでいると感じ、その楽しみのあまり時間の感覚を失ってしまうような活動に属するものである。また、それは、人生の多くは「気遣い」であり、「気楽さ」は勝ち取るものであるという認識を持ちながら、そうした活動を楽しむことを意味する。自身の物質的資源を「気楽な瞬間」を楽しむための手段と捉え、それが何を意味するのかを理解できる受益者こそが、真に悟った受益者である。この気づきこそが、真の生活の質の向上の一部である。

受益者にこの可能性を見出しってもらうためには、受託者がまず自らそれを見出さなければならない。（もし受託者がまだこの経験を個人的に体得していないのであれば、エマーソンやソローの著作を読むなどして、その「道徳的想像力」を啓発することができる。）おそらく、ケアの文化を築くという仕事に向けた受託者の準備を考える上で、これが根本的な教訓となるだろう。そのような受託者は、信託関係における「神聖なもの」を知り、愛さなければならない。彼らは、この文化を築く仕事に勤勉に取り組み、それが常に他者のためであり、かつ受託者との相互関係の中にあることを認識しなければならない。しかし、受託者がどれほど勤勉で慎重でなければならないとしても、彼らはまた、気楽であること、準備の整った受益者をケアの地平線の彼方へと導くことができることの意味を、自ら味わっていなければならない。

参考文献

¹Riezier, Kurt. 『*Man Mutable and Immutable: The Fundamental Structure of Social Life*』. Henry Regnery Company, 1950.

²Hughes, James E., Jr. and Keith Whitaker. "Building a Culture of Care in Trusts: Part I." *FFI Practitioner*, 2025年6月4日.
<https://digital.ffi.org/editions/building-a-culture-of-care-in-trusts-part-i/>.

³リーツラー、『*変化する人間と不変の人間*』、142頁。

⁴リーツラー、『*変容する人間と不変の人間*』、145頁。

⁵リーツラー、『*変容する人間と不変の人間*』、142–151頁。

⁶リーツラー、『*変容する人間と不変の人間*』、29、151–152。

リーツラー、『*変容する人間と不変の人間*』、138頁。

リーツラー 『*変容する人間と不変の人間*』、159–185頁。

⁹チクセントミハイ、ミハイ。『*フロー：最適な体験の心理学*』。ハーパー＆ロウ、1990年。

寄稿者について



ジェームズ・E・ヒューズ（FFIフェロー）は、『*Family Wealth: Keeping It in the Family*』および『*Family: The Compact Among Generations*』の著者であり、家族資産の分野における多くの書籍の共著者でもある。ジェイは、個人顧客の代理業務を専門とする法律事務所の創設者であった。2021年、ジェイを称えて「ジェームズ・E・ヒューズ・ジュニア財団（www.jehjf.org）」が設立された。連絡先はcontact@JEHJF.orgである。



キース・ウィテカー博士は、ワイズ・カウンセル・リサーチ財団の創設理事です。多額の資産を持つファミリーのリーダーや次世代のメンバーに対してコンサルティングを行う教育者であり、選りすぐられたファミリーに対して独立受託者として務めています。連絡先はkeith@wisecounselresearch.comです。

関連号



「ジェイ・ヒューズ氏へのインタビュー」

[続きを読む](#)



「信託所有の家族企業：取締役会メンバーを兼任する受託者を指名する際の落とし穴と実践的な提言：ケーススタディ」パトリア・アニーノ著

[続きを読む](#)